

議提第2号

小松島市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年3月24日

小松島市議会議長 井村 保裕 殿

提 出 者	小松島市議会議員	出 口 憲二郎
	〃	宮 崎 欽 司
	〃	広 田 和 三
	〃	佐 野 善 作

小松島市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

小松島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年小松島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「収支報告書」の次に「（領収書等の写しを含む。）」を加え、同条第2項中「（小松島市議会基本条例（平成21年小松島市条例第15号）第2条に規定する市民をいう。）」を「（市内に在住，在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。）」に改め、「収支報告書」の次に「（領収書等の写しを含む。）」を加える。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。